

医科点数表第2章第10部手術の通則の5（歯科点数表第2章
第9部手術の通則4を含む）及び6に掲げる手術に係る施設基準
〔令和6年1月～令和6年12月〕

1. 区分1に分類される手術 手術の件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	15
イ	黄斑下手術等	201
ウ	鼓室形成手術等	4
エ	肺悪性腫瘍手術等	58
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	34

2. 区分2に分類される手術 手術の件数

ア	靱帯断裂形成手術等	18
イ	水頭症手術等	76
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	99
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	25
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	9

3. 区分3に分類される手術 手術の件数

ア	上顎骨形成手術等	20
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

4. 区分4に分類される手術

胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術	384
----------------	-----

その他の区分に分類される手術 手術の件数

人工関節置換術	216
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術及び ペースメーカー交換術	90
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び 体外循環を要する手術	93
経皮的冠動脈形成術	
急性心筋梗塞に対するもの	27
不安定狭心症に対するもの	5
その他のもの	17
経皮的冠動脈粥腫切除術	0
経皮的冠動脈ステント留置術	
急性心筋梗塞に対するもの	49
不安定狭心症に対するもの	16
その他のもの	65

分娩に係る事項

配置産婦人科医師数	（令和6年12月31日現在）	5 人
配置助産師数	（令和6年12月31日現在）	20 人
分娩件数	（令和6年1月～令和6年12月）	273 件